

第12節 避難行動要支援者安全確保体制の整備

避難行動要支援者安全確保体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 地域福祉課
- 介護保険課
- 情報政策課
- 子ども支援課
- 商業観光課
- 消防本部

【基本方針】

近年の災害では、高齢者や傷病者、障がい者などの、避難行動要支援者が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

そのため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県が作成した「災害時要援護者支援対策マニュアル」（平成17年9月）等を参考とし策定した「行橋市避難行動要支援者支援計画」に則り、校区毎の避難行動要支援者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指す。

【計画目標】

地震・津波災害時における避難行動要支援者の安全確保体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。